指定通所介護　重要事項説明書

紀宝町社協デイサービス

「神内事業所」

当事業所は介護保険の指定を受けています
（三重県指定　第 2473100036 号）

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２．事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３．事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
４．職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
５．提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
６．サービスの利用の中止・変更・追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
７．緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
８．非常災害時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
9　身体拘束の禁止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
10　虐待暴防止の為の措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
11　感染症の予防及び蔓延防止のための措置について・・・・・・・・・・・・・・・・5
12　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
13　事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
14　秘密保持について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
15　苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

（令和６年６月１日作成）

１．事業者

（１）法人名　　　　　　社会福祉法人　紀宝町社会福祉協議会

（２）法人所在地　　　　三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿１０７４－１

（３）電話番号　　　　　０７３５－３２－０９５７

（４）代表者氏名　　　　会長　　木　下　起　査　央

（５）設立年月　　　　　平成１８年1月１０日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類・名称　　指定通所介護事業所・紀宝町社協デイサービス「神内事業所」
平成 18 年１月 10 日指定　三重県 2473100036 号

（２）事業所の目的　　介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（３）事業所の所在地　　三重県南牟婁郡紀宝町神内２７７－２

（４）電話番号　　０７３５－３２－２０２３

（５）管理者　　小　山　高　司

（６）当事業所の運営方針　　要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の心身的、精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活の世話、その他必要な援助を行う。

（７）開設年月　　平成１８年1月１０日

（８）利用定員　　４３名

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業実施地域　　紀宝町・御浜町（阿田和地区のみ）・新宮市（高田・熊野川地区は除く）

（２）営業日および営業時間・

営業日	月～土　　（12 月 29 日～翌年１月３日は休日　ただし日曜日に営業する場合もある） 天災・その他やむを得ず業務を遂行できない日は除く
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
サービス提供時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
延長サービス提供時間	午前 8 時～午前 9 時 00 分及び午後 5 時 00 分～午後 7 時

４．職員の配置状況

当事業所ではサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しており、指定基準を遵守しています。

職　種	管理者	生活相談員	看護職員	機能訓練指導員	介護員	調理員
常　勤	１名	５名以上	３名以上	３名以上	7 名以上	
非常勤			１名以上	１名以上	１６名以上	５名以上

5．提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当時業所が提供するサービスについて、

（1） 利用料金が介護保険から給付される場合 （2） 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

があります

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割、7割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 入浴…寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 食事…ご契約者の食事の介助を行います。

③ 排泄…ご契約者の排せつの介助を行います。

④ 機能訓練…心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 口腔機能訓練…口腔内や義歯の清掃を行い、接触・嚥下機能の低下を防いでいきます。

⑥ 送迎…ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。

（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

＊1割負担の場合　　　　　サービス提供時間（通常規模型　7～8時間）

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1．サービス利用料金	6，580円	7，770円	9，000円	10，230円	11，480円
2．うち、介護保険から給付される金額	5，922円	6，993円	8，100円	9，207円	10，332円
3．サービス利用に係る自己負担額（1－2）	658円	777円	900円	1，023円	1，148円

＊2割負担の場合　　　　　サービス提供時間（通常規模型　7～8時間）

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1．サービス利用料金	6，580円	7，770円	9，000円	10，230円	11，480円
2．うち、介護保険から給付される金額	5，264円	6，216円	7，200円	8，184円	9，184円
3．サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1，316円	1，554円	1，800円	2，046円	2，296円

サービス利用料金（加算分）＊1割負担の場合

加算区分	入浴	個別機能訓練Ⅰロ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	口腔機能向上加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ		
1．サービス利用料金	400円	760円	60円	3,000円/月	毎月算定単位の9.0%		
2．うち、介護保険から給付される金額	360円	684円	54円	2,700円/月			
3．サービス利用に係る自己負担額（1－2）	**40円**	**76円**	**6円**	**300円/月**			

☆　ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆　介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①　食事提供費…ご契約者に提供する食事作り等にかかる費用です。

料金：１回あたり６５０円

②　通常の事業実施地域外への送迎…交通費をご負担いただきます。

料金：１ｋｍ　３０円

③レクレーション活動…ご契約者の希望によりレクレーション活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費…日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ（1枚）＝１１０円	リハビリパンツ（１枚）＝１２０円
尿取りパット（1枚）＝　２０円	洗濯（1回）＝１００円

☆　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

料金・費用は、次の通りお支払い下さい。

○１か月ごとに計算し、翌月２５日に指定金融機関口座から自動引き落しさせていただきます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関 **郵便局：伊勢農業協同組合：百五銀行** **紀陽銀行：三十三銀行：新宮信用金庫**

○その他の支払方法を希望される方は、ご相談に応じます。

６．サービス利用の中止・変更・追加

ア．利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。

イ．利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

ウ．サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び職員の稼働状況により契約者の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

７．緊急時の対応について

サービスを実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに適切な措置を講じ、家族・市町村・居宅介護支援事業者等に連絡を行ないます。

８．非常災害時の対応について

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。

また、管理者は日常的に具体的な対処方法及び定期的な避難訓練を実施し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

９．身体拘束の禁止について

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。 ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

10. 虐待防止の為の措置について

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 感染症の予防及び蔓延防止のための対策について

事業所内の衛生管理､介護ケアにかかる感染対策を行い､感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し､その結果について従業者へ周知します｡ほか､指針の整備、研修および訓練を実施します。 また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

12. 業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

13. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講じ、家族・市町村・居宅介護支援事業者等に連絡を行ないます。また、賠償すべき事故の場合は、介護保険・社会福祉事業者総合保険により対応します。

14. 秘密保持について

（１）当事業所の従業員は、正当な理由がなく、その知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

（２）当事業所は、当事業所の従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう雇用契約等で定めます。

（３）当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

15. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口	紀宝町社会福祉協議会 電話（０７３５）３２－２０２３ 担当　管理者　小　山　高　司
○受付時間	毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） ８：３０～１７：１５

（２）行政機関その他苦情受付機関

紀宝町役場　福祉課	所 在 地　三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿３２４ 電話番号　０７３５－３３－０３３９ 受付時間　８：３０～１７：１５（土・日・祝日を除く）
紀南介護保険広域連合	所 在 地　三重県熊野市井戸町３７１　県庁舎内 電話番号　０５９７－８９－６００１ 受付時間　９：００～１７：００（土・日・祝日を除く）
三重県運営適正化委員会 (三重県社会福祉会館)	所 在 地　三重県津市桜橋２丁目１３１番地 電話番号　０５９－２２４－８１１１ 受付時間　９：００～１７：００（土・日・祝日を除く）
三重県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所 在 地　三重県津市桜橋２丁目９６番地 三重県自治会館内　２階 電話番号　０５９－２２２－４１６５ 受付時間　９：００～１７：００（土・日・祝日を除く）
新宮市役所　健康長寿課	所 在 地　和歌山県新宮市春日１番１号 電話番号　０７３５－２３－３３４６ 受付時間　８：３０～１７：１５（土・日・祝日を除く）

指定通所介護事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者　　社会福祉法人　紀宝町社会福祉協議会
事業所　　紀宝町社協デイサービス「神内事業所」

説明年月日　：　　　　　　年　　　　月　　　日

説明者職名　：

氏　　　名　：　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護事業の提供開始に同意しました。

利用者住所　：

氏　　　名　：　　　　　　　　　　　　　　㊞

代 理 者 名　：　　　　　　　　　　　　　　㊞

本人との関係　：